

令和2年度 ふるさと起業・移転促進事業(東京23区枠) ビジネスプラン募集要項

兵庫県では、ふるさと兵庫へ移住するUJIターン者が活躍しやすい環境を整えるふるさと起業・移転促進事業を実施しています。

その中でも、昨年度より国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用して、県内で社会的事業^{※1}に関して起業する東京23区内に居住または通勤していた方^{※2}を対象とした枠組みの支援事業を実施していますが、今年度より東京23区内での在勤年数等の要件が緩和されることとなりました。

さあ、地域の社会的課題を解決に結び付けるために、兵庫県で起業という選択肢にチャレンジしませんか。

※1…2ページ「4 対象事業」参照、※2…下記3参照

1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るとともに、地域の社会的課題を解決するために起業するUJIターン者が活躍しやすい環境を整えるための「ふるさと起業・移転促進事業(東京23区枠)」を実施します。

具体的には、県内で社会的事業分野において、起業をめざすUJIターン者のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

また、助成金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」(無利子貸付制度)により、事業実施に必要な経費について更なる支援を行います。

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という。)

3 応募資格等

下記の要件を全て満たす方

- (1) 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに兵庫県内へ住民票登録を移し、5年以上(令和8年1月末まで)居住し続ける意思を有する代表者
- (2) 県内に活動拠点を置いて、令和2年4月1日以降、令和3年1月31日までに起業した方又は起業を予定している方(初めて事業を営む方)で5年以上(令和8年1月末まで)事業を営み続ける意思を有する方
- (3) 移住(住民票を移す)直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏^{※1}に在住し、東京23区内へ通勤していた方
- (4) 移住(住民票を移す)直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた方^{※2}

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域(過疎地域等)を除きます。

※2 東京23区内への通勤期間は、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とします。

国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用した移住支援金を希望される方は、実施や要件の有無を市町で確認してください。移住支援金の受給要件には上記以外の規定もあります。

なお、当該助成金が移住支援金の応募資格を全て保障する訳ではありません。

また、別途募集する「ふるさと起業・移転促進事業(一般枠)」を重ねて申請することはできませんが、その場合は移住支援金受給要件の対象外になります。

注 意

①対象外となる団体：ボランティア活動、財団法人、社団法人、組合

②対象外となる業種：別記(2ページ)参照

③その他応募できない者

ア 県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により過去に補助金等を受けた方

また、同一年度に本助成金と下記補助金等を同時に受けることはできません。

女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ミドル起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業(一般枠) (ふるさと起業支援事業)、クリエイティブ起業創出事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、IT 戦略推進事業(兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業)、ワークスペース開設支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、事業継続支援事業補助金

イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合

反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。

ウ 国税又は地方税の滞納がある場合(ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く)

④その他

ア 県が実施する「空き家活用支援事業(事業所型)」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費(下記5参照)は助成対象外となります。(※起業に要する経費は助成対象)

イ 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること

ウ 代表者や活動拠点の住所変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定の取り消し及び助成金の返還を求めることがあります。

エ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません(旧姓、ビジネスネーム等使用不可)。

別記 助成対象外とする業種(平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。)

(1) 農業、林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。)、漁業(大分類Bに含まれるもの。)

(2) 金融業・保険業(大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。)

(3) 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)

(4) 以下のサービス業等

① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日、法律第122号)規制の対象となる下記業種。(風俗営業法第2条)

ア 「接待飲食等営業」客を接待して飲食させる営業(料理店、カフェ、キャバレー、バー、クラブ、キャバクラなど、また、店舗の照度が10ルクス以下の暗い店舗・5㎡以下の個室を設ける店舗及び深夜(午前0時~6時における酒類提供飲食店営業)等 法第2条第1項1号~3号、第32条

イ 「遊技場営業」マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、射的場 等法第2条第1項4号~5号

ウ 「性風俗関連特殊営業等」法第2条第5項~10項に該当する営業 等

② 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291のうち左記のもの)

③ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999のうち左記のもの)

④ 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)

⑤ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業(細分類8094)

⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096のうち左記のもの)

⑦ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く)(細分類9299のうち左記のもの)

⑧ 政治・経済・文化団体(中分類93)

⑨ 宗教(中分類94)

※ 助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として起業する場合は助成対象外となります。

4 対象事業

(1) 下表の基準を満たす社会的事業であること

社会性	地域社会が抱える課題(まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等)の解決に資する
事業性	提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能
必要性	地域の課題に対し、当該地域の課題解決に資するサービス供給が不十分

- (2) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること
- (3) 地域経済の活性化に資する事業であること
- (4) 想定されるビジネス

過疎地域等における交通弱者への買い物サービス、発達障害の子供に対する教育・就労支援事業、地域産品のみ使用したご当地グルメを提供する飲食店、中心市街地の活性化に取り組むまちづくり会社等

5 助成対象経費

- (1) 事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費
 ※ 交付決定から令和3年1月31日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること（納品日や支払日が助成対象期間外の経費は助成対象となりません。）
- (2) 下表「内容」欄に記載された費目（記載以外の費用は助成対象とはなりません。）

区 分		内 容
起業に要する経費	事務所開設費	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ※ 代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。 起業プラザひょうご賃料は対象外 ②事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費 ※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。
	初度備品費	事業の実施に不可欠な備品（耐用年数1年以上、概ね単価1万円以上のもの）の購入・リース料 ※ 車両の購入費は含まない。
	専門家経費	①事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費） ②事業の立ち上げに必要な外注費（調査・分析・設計等） ※ 自己研鑽にあたるセミナー受講費等は含まない。
	事業費	①広告宣伝費（ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等） ②事業活動に必要な通信・運搬費、光熱水費 ※ 人件費や団体等会費等は含まない。
空き家活用に要する経費	空き家改修費	事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（トイレの水洗化、雨漏り補修等）※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 《空き家要件》 現に居住その他の使用がなされていない住宅等（共同住宅の空き住戸も含む）で、アからウのいずれにも該当するもの ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報（空き家バンク）に登録している住宅については、イ及びウに該当するもの ア 現に居住その他の使用がなされていない期間が6か月以上であるもの イ 築20年以上経過したもの ウ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること ※ 上記期間は、当該住宅の取得（賃貸借・売買契約）時点での経過期間 </div>

助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払もすべて申請者が行ったものに限り、（見積書・発注書、請求書、領収書等が必要であり、宛名も全て必要）※1 法人成りした後は、法人口座からの支出であることが必要です。※2 電子マネー決済は領収書が出せるものに限り、

注 意

- ① 助成対象経費には、消費税及び地方消費税、源泉徴収税を含みません。
- ② 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額する場合があります。
- ③ 空き家活用に要する経費については、上表の《空き家要件》に該当する場合のみ補助対象となります。資料や現地調査により要件充足を確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。
 また、空き家の活用にあつては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局に相談してください。
- ④ ふるさと起業・移住促進事業（一般枠）の対象となる移住に要する経費は、当該助成金では対象となりません。

6 助成対象期間等

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は交付決定後（令和2年10月1日）～令和3年1月31日（4か月間）であり、その期間に支払った経費を助成します。

※ 口座振替等の場合も、その期間までに支払ったものに限る。

7 助成率

助成対象経費の2分の1以内

8 助成限度額

	(1) 空き家を活用しない場合	(2) 空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内
計	100万円以内	200万円以内

9 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の(1)から(6)とし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

なお、審査は、書面審査通過者に対し、ヒアリング審査を実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- (1) 社会的事業の内容（社会性・事業性・必要性）
- (2) 新規性・独創性・優位性
- (3) 市場性（成長性）
- (4) マーケティング戦略（継続性）
- (5) 地域経済活性化への波及効果
- (6) 経営者の資質

10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じません。）。

助成金交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

11 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者（以下「助成事業者」という。）は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は令和3年2月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出さ

れない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。ただし、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金を支払わないことがあります。

なお、許認可を伴う事業で事業終了時迄に許認可証が提出できない場合は交付決定を取り消します。

(3) 公表

助成事業者の法人名及び代表者名、事業名、事業概要等について公表します。

(4) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

12 ひょうごチャレンジ起業支援貸付

起業の場合、助成金とともに事業実施に伴う必要な経費について無利子貸付制度「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を同時申請することができます(詳細は別紙(9~13 ページ)参照)。

これにより事業実施に必要な経費について、上記助成金上限 100 万円(空き家を活用する場合は計 200 万円)の申請とは別に、貸付金として最大 500 万円を申請することができます。

13 応募方法

(1) 事前相談

応募については、申請者の主たる事務所の所在地(予定地)を所管している兵庫県内の商工会・商工会議所またはセンター内のよろず支援拠点で必ず事前相談をし、アドバイスを受けてください。

(商工会・商工会議所、よろず支援拠点…8 ページ参照)

また、申請書の提出前に、事前相談を受けた商工会・商工会議所またはよろず支援拠点の確認印をもらってください。

なお、印は最後の相談の際にももらうようにしてください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記①、②へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「ふるさと起業・移転促進事業(東京 23 区枠)・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会・商工会議所	事前相談をした商工会・商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

(3) 受付期間

令和 2 年 7 月 14 日 (火) から 8 月 14 日 (金) 最終日 16 時必着 (厳守)

(4) 申請に必要な書類（様式はセンターのホームページからダウンロードしてください）

	項 目	備 考
全 員	① 商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入欄ページ(8ページ)	ホームページからダウンロードして記載すること
	② ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）事業計画申請書（様式1）	
	③ 事業計画書（様式2）	
	④ 助成金の使途（様式3）	
	⑤ その他（事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類）	添付資料はA4片面で3枚迄とすること
	⑥-1 移住直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏に在住し、23区内に通勤 ⑥-2 直近1年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し、23区内へ通勤していたことを証明する書類	①移住元の住民票の除票（在住の場合は住民票抄本）等※(マイカバ-不要) ②就業証明書等※
許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証 等
個人事業主で開業している場合	税務署へ届け出た開業届出書の写し	税務署の受付印があるもの
法人で開業している場合	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の写し	発行日が申請日から3か月以内のもの
貸付同時申請者	ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書（様式）	

※ 移転している場合は、全てわかるものが必要

【参考】 上記に併せて提出が必要な書類

	項 目	提出時期
法人	県内移住後の代表者の住民票(世帯全員の住民票)	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請提出時 ※1 コピー不可 (提出時に3か月以内発行のもの)
	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）	
	代表者及び法人の納税証明書（県税の滞納がないことの証明書）	
個人事業主	県内移住後の代表者の住民票(世帯全員の住民票)	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請提出時
	代表者の納税証明書（兵庫県税の滞納がないことの証明書）	
	税務署へ届け出た開業届出書の写し（税務署の受付印があるもの） ※申請時に未開業の場合	
許認可を伴う業種	許可証の写し	飲食業の許可証等※2
空き家の活用に必要な経費の助成を受ける場合	建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）	採択後、助成金交付申請提出時
	空き家の要件(3ページ)を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	
貸付同時申請者	起業に必要な資金調達計画書	書面審査通過時

※1 助成金交付申請時に県内に居住していない場合は、県内居住後、速やかに住民票を提出すること

※2 応募時に提出できない場合は、助成金交付申請時に提出すること（実績報告迄に提出できない場合は交付決定が取消となります）

14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため
- ⑤ 市町の移住支援金事業所管課への情報提供のため

15 この助成金に関する問合せ

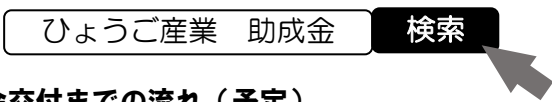
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階
TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112
E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

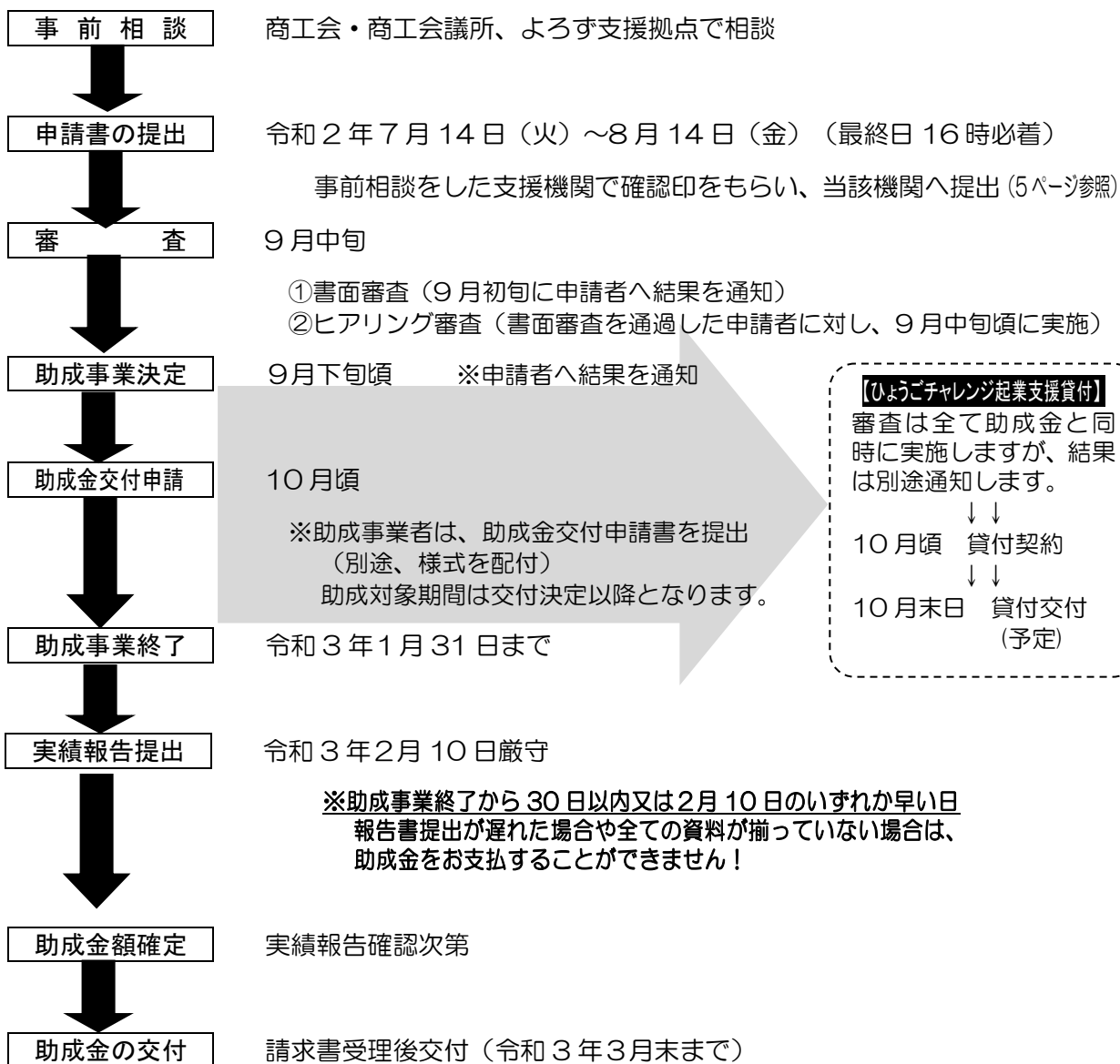
平日 9:00~17:00 (12:00~13:00 除く)

■申請書等ダウンロード先

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin>



16 助成金交付までの流れ (予定)



☆この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払いの後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。

■兵庫県内の商工会・商工会議所、よろず支援拠点

団体名	所在地	電話番号 FAX番号
芦屋市商工会	659-0065 芦屋市公光町4-28	0797-23-2071 0797-32-4177
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町1-8	072-759-8222 072-759-8010
三田市商工会	669-1531 三田市天神1-5-33	079-563-4455 079-563-6675
猪名川町商工会	666-0243 猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012 072-766-4531
稲美町商工会	675-1115 稲美町国岡1-1	079-492-0200 079-492-0557
播磨町商工会	675-0156 播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630 079-435-1634
吉川町商工会	673-1114 三木市吉川町吉安246	0794-72-1406 0794-72-1724
加東市商工会	673-1431 加東市社717-1	0795-42-0253 0795-42-2299
多可町商工会	679-1134 多可町中区茂利20	0795-32-2161 0795-32-1699
姫路市商工会	671-2103 姫路市夢前町前之庄1434-15	079-336-1368 079-336-1130
神河町商工会	679-2413 神河町中村29	0790-32-0295 0790-32-2355
市川町商工会	679-2315 市川町西川辺163-1	0790-26-0099 0790-26-0674
福崎町商工会	679-2212 福崎町福田116-1	0790-22-0558 0790-22-4354
たつの市商工会	671-1641 たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550 0791-72-6005
宍粟市商工会	671-2577 宍粟市山崎町山崎205	0790-62-2365 0790-62-4731
太子町商工会	671-1523 太子町東南51-1	079-277-2566 079-277-0068
上郡町商工会	678-1233 上郡町大持278	0791-52-3710 0791-52-3833
佐用町商工会	679-5301 佐用町佐用3043-1	0790-82-2218 0790-82-3386
豊岡市商工会	669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2F	0796-42-4751 0796-42-4350
養父市商工会	667-0021 養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127 079-662-7207
朝来市商工会	669-5201 朝来市和田山町和田山404	079-672-2362 079-672-4844
香美町商工会	669-6543 香美町香住区若松620-3	0796-36-0123 0796-36-3322
新温泉町商工会	669-6702 新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152 0796-82-3732
丹波篠山市商工会	669-2331 丹波篠山市二階町58-2	079-552-0758 079-552-2531
丹波市商工会	669-3601 丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476 0795-82-7601
五色町商工会	656-1301 洲本市五色町都志202	0799-33-0450 0799-33-1330
南あわじ市商工会	656-0474 南あわじ市市市299-2	0799-42-4721 0799-42-4689
淡路市商工会	656-2132 淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066 0799-62-6005

団体名	所在地	電話番号 FAX番号
神戸商工会議所	650-8543 神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5810 078-303-6325
尼崎商工会議所	660-0881 尼崎市昭和通3-96	06-6411-2254 06-6413-1156
西宮商工会議所	662-0854 西宮市榎塚町2-20	0798-33-1258 0798-33-3288
伊丹商工会議所	664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221 072-775-1223
宝塚商工会議所	665-0845 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 6階	0797-83-2211 0797-84-3618
明石商工会議所	673-8550 明石市大明石町1-2-1	078-911-1331 078-911-6738
加古川商工会議所	675-0064 加古川市加古川町溝之口800	079-424-3355 079-424-7157
高砂商工会議所	676-8558 高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500 079-442-0369
三木商工会議所	673-0431 三木市本町2-1-18	0794-82-3190 0794-82-3192
西脇商工会議所	677-0015 西脇市西脇990	0795-22-3901 0795-22-8739
小野商工会議所	675-1395 小野市王子町800-1	0794-63-1161 0794-63-3460
加西商工会議所	675-2312 加西市北条町北条28-17ステイかさい1階	0790-42-0416 0790-43-1123
姫路商工会議所	670-8505 姫路市下寺町43	079-223-6557 079-222-6005
相生商工会議所	678-0031 相生市旭3-1-23	0791-22-1234 0791-22-2290
龍野商工会議所	679-4167 たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141 0791-63-4360
赤穂商工会議所	678-0239 赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727 0791-45-2101
豊岡商工会議所	668-0041 豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456 0796-24-3180
洲本商工会議所	656-0025 洲本市本町4-5-3	0799-22-2571 0799-24-1550
兵庫県 よろず支援拠点	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085 078-977-9120
(公財)ひょうご産 業活性化センター	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階	078-977-9072 078-331-9112

助成金の申請は、

まず、事業所所在地を所管する商工会・商工会議所または兵庫県よろず支援拠点でアドバイスを
受け、
確認印をもらったうえで、アドバイスを受けた支援
機関に提出してください。

※よろず支援拠点の場合は、活性化センターへ

助成金申請書 提出締切 8月14日(金) 16:00 必着